- 3 土地の所有状況及び移動状況
  - (1) 土地の所有状況
  - (2) 土地の移動状況

## 3 土地の所有状況及び移動状況(1)土地の所有状況

第48表 固定資産税に係る土地の納税義務者

第49表 固定資産税が免税点以上の土地の面積

第50表 遊休土地実態調査結果

## 3 土地の所有状況及び移動状況

## (1) 土地の所有状況

第48表 固定資産税に係る土地の納税義務者

(単位 人)

市町村名	納税義務者数	市町村名	納税義務者数		
ļ—————————————————————————————————————		*			
県 計	1, 864, 188	】 湘 南	323, 725		
横 浜 ・ 川 崎	851, 845	平 塚 市	64, 853		
横浜市	650, 221	藤沢市	89, 591		
川崎市	201, 624	茅 ヶ 崎 市	60, 219		
┃ 三 浦 半 島	201, 424	秦野市	46, 848		
横須賀市	105, 399	伊勢原市	27, 302		
鎌倉市	49, 564	寒川町	12, 938		
逗 子 市	17, 387	大 磯 町	12, 089		
三浦市	15, 403	二宮町	9, 885		
葉 山 町	13, 671	県 西	113, 117		
┃ 県 央	374, 077	小田原市	53, 493		
┃ 相模原市	173, 215	南足柄市	13, 764		
┃ 厚木市	55, 903	中 井 町	4, 485		
大 和 市	45, 863	十二十二 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	5, 840		
海老名市	29, 235	松田町	4, 565		
座間市	29, 090	山北町	4, 696		
綾 瀬 市	24, 551	開成町	4, 940		
愛 川 町	14, 657	角 根 町	7, 639		
清川村	1, 563	真鶴町	3, 828		
		湯 河 原 町	9, 867		

資料:平成29年度 総務省「固定資産の価格等の概要調書」(平成29年1月1日現在)による。

第49表 固定資産税が免税点以上の土地の面積

(単位 m²)

,			(+ 111)	
市区町村名	面 積	市区町村名	面積	
県 計	1, 189, 182, 814	湘南	217, 599, 385	
横浜・川崎	358, 293, 002	平塚市	44, 994, 462	
横浜市	269, 041, 126	藤沢市	45, 743, 320	
川崎市	89, 251, 876	茅 ヶ 崎 市	24, 210, 836	
三浦半島	113, 417, 004	秦野市	46, 318, 200	
横須賀市	55, 109, 648	伊勢原市	29, 612, 613	
鎌倉市	21, 295, 607	寒川町	8, 876, 036	
逗 子 市 三 浦 市	6, 664, 211	大 磯 町	11, 941, 492	
三浦市	21, 152, 062	二宮町	5, 902, 426	
葉 山 町	9, 195, 476	県西	213, 795, 546	
┃ 県 央	286, 077, 877	小 田 原 市	62, 577, 287	
相模原市	138, 356, 575	南 足 柄 市	29, 379, 983	
厚木市	55, 154, 990	中井町	15, 099, 066	
大 和 市	17, 679, 451	大 井 町	10, 125, 719	
海老名市	16, 710, 646	松田町	9, 500, 057	
座間市	11, 510, 127	山北町	33, 512, 568	
綾瀬市	12, 297, 857	開成町	3, 975, 075	
愛 川 町	20, 184, 590	箱根町	27, 876, 109	
清川村	14, 183, 641	真鶴町	2, 697, 231	
		湯 河 原 町	19, 052, 451	

資料:平成29年度 総務省「固定資産の価格等の概要調書」(平成29年1月1日現在)による。

第50表 遊休土地実態調査結果

(単位:件、千 m²)

		調査年度 (期間)	23.	26年 1.1~ 12.31	24. 1	27 年 1~ 2. 31	平成 25.1 25.1	.1~ ]	平成 26.1 26.1	. 1~	未利	川用地
区:	域		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
神	奈 川 (政令市を	県 除く)	_	_	-	_	_	_	_	_	0	0
横	浜	市	162	823	161	962	144	965	180	799	0	0
Ш	崎	市	43	347	59	501	44	358	_	_	0	0
相	模 原	市	_	_	_	_	_	_	_	_	0	0
県		計	_	_	_	_	_	_	_	_	0	0

- 資料:県土地水資源対策課、横浜市都市整備局企画部企画課、川崎市財政局資産管理部資産運用課、相模原市企画財 政局企画部土地利用調整課調べによる。
- 注1:調査対象は、昭和49年12月24日以降取得された一団の土地(物理的に一体性を有し、一定規模以上の土地) のうち、調査時点で取得後2年(平成2年3月20日以前に係る土地については3年)を経過したものとする。
- 注2:調査年度の欄()内は、調査対象土地が取得された期間を示す。 未利用地とは28年度以前の調査において未利用地に認定され、平成29年度調査において未利用地のままであるものを含む。
- 注3:未利用地認定の要件は、次のとおりである。
  - アその土地が、住宅の用、事業の用に供する施設の用途、その他通常と認められる用途のいずれにも供されてい ないと認められること。
  - イその土地が、その土地を含む近傍の土地における類似用途等について一般的又は標準的と認められる土地利用 の形態又はその利用水準から比較して著しく劣ると認められること。

(判断基準:広大敷地、整備水準、使用頻度、管理状態)

- 注4:神奈川県については平成22年度から利用現況調査(全数調査)は廃止。
  - (市町村において有効かつ適切な利用を特に促進する必要がある土地について、市町村からの申出に基づき、 県が個別に調査を行い、遊休土地の認定について判断する方法に変更)